

土地等の価額及び建物等の価額に係る確認書

甲 住所
氏名 印
乙 住所
氏名 印

(甲)及び(乙)は、譲渡土地等の譲渡又は買換土地等の取得に係る価額と建物及びその附属設備又は構築物の価額を、それぞれ、以下の金額で契約したことを確認します。

一 譲渡土地等の譲渡又は買換土地等の取得に係る価額

円

二 建物及びその附属施設又は構築物の価額

円

三 譲渡資産又は買換資産の価額

円

(日本工業規格 A4)

〈記載要領〉

1 特定の居住用財産の買換え特例を受けるためには、租税特別措置法施行規則第18条の4第1項第4号に基づき、譲渡土地等の譲渡又は買換土地等の取得に係る対価の額を明らかにする書類が必要である。

この確認書は、当該書類として、売買契約書等において租税特別措置法第36条の6第1項に規定する譲渡資産又は買換資産の価額のうち、譲渡土地等又は買換土地等の価額と建物及びその附属施設又は構築物の価額が区分されていない場合に作成するものである。

2 上記の確認書を作成した場合において、確定申告書には、上記の確認書のほか売買契約書等を添付する必要がある。この場合において、上記の確認書における譲渡資産又は買換資産の価額と売買契約書における譲渡資産又は買換資産の価額は一致する必要がある。

3 上記の「譲渡土地等の譲渡又は買換土地等の取得に係る価額」と「建物及びその附属施設又は構築物の価額」とは、合理的に区別されたものでなければならない。